



2024年10月3日

各 位

会 社 名 株式会社オンワードホールディングス
代表者名 代表取締役社長 保元 道宣
(コード番号 8016 東証プライム)
問合せ先 取締役 財務・経理・IR担当 吉田 昌平
(TEL. 03-4512-1030)

中間配当制度の導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中間配当制度の導入及び定款の一部変更を2025年5月下旬開催予定の第78期定時株主総会に付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 中間配当制度の導入

(1) 中間配当制度導入の目的

当社は、これまで年1回の期末配当のみ実施してまいりましたが、株主の皆様への利益還元を充実させるため、中間配当制度を導入するものであります。

(2) 中間配当基準日

毎年8月末日

なお、中間配当制度の導入につきましては、2025年5月下旬開催予定の当社第78期定時株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株主の皆様への利益還元を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により中間配当ができる旨を定めるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第7章 計算 (剰余金等の配当)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。</p> <p>② 配当金が支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>③ 未払の配当金には利息をつけない。</p>	<p>第7章 計算 (剰余金等の配当)</p> <p>第41条 当社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。</p> <p><u>② 当社は、取締役会の決議によって毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という）を支払うことができる。</u></p> <p>③ 配当金および<u>中間配当金</u>が支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>④ 未払の配当金および<u>中間配当金</u>には利息をつけない。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025年5月下旬(予定)
定款変更の効力発生日 2025年5月下旬(予定)

以上